

副会長議題

1 来年度副会長 1 名増員

2026 年度、松沢小学校は世小 P の常任理事校になり、例年より業務が増えるため、世小 P 担当とは別に、常任理事校の仕事の専任担当として副会長を 1 名増員します。

来年度役員募集の際には、令和8年度松沢小学校は、世小 P の常任理事校である旨を明記して、募集する事とします。

2 ペーパーレス化の推進

① 年度単位の駐輪許可証の申請について

駐輪許可証の申請は今まで紙ベースで行ってきました。1 年生には新入生パック、2～6 年生にはこども便で、全生徒分を印刷し配布をしていましたが、例年申請される方（くすのき・きはだ学級や、PTA 役員の中で必要な方）以外の申請が3～4件のみという状況です。

松沢小学校には、PTA のホームページがある為、HPC さんの協力のもと駐輪許可書申請について、『駐輪許可書申請についての注意事項』→『駐輪許可証申請 Google フォーム』と、必ず注意事項を読んでいたできるようにページを配置して、ペーパーレスで申請ができるようにホームページを活用します。

これにより、『PTA → 学校 → 家庭 → こども → 担任の先生 → PTA』から

『すぐる配信 → ホームページ → PTA』と、簡単な流れになりますし、担任の先生を経由する事がなくなりますので、先生方の負担がなくなるのではないかと思います。

② 世小 P だよりの配布について

年に数回配布依頼のある世小 P だよりについて、今年度は PDF を添付したすぐる配信を行い、また、ホームページにて閲覧できるようにしたいと考えています。

PTA 役員の負担軽減と、いつでも見返すことができる環境を整備していきたいと思います。

ただ、世小 P の常任理事校を担当した翌年には、世小 P だよりの編集担当校になる為、資料として数部は毎年届けていただくようにするつもりです。

※ 松沢小学校が世小 P だよりに掲載される年は、必要部数を学校側と相談して決めることにします。

③ 第 19 条 学級 PTA と、細則 2 条1と6について

現在、学級委員という役職が存在しない為、第 19 条と、以下の通り、細則の太字部分を削除します。

※現在、学級委員が存在していませんが、困り事がないため、今後、復活する可能性もなし。

第 19 条 学級 PTA

1. 学級 PTA は本会の各学級の保護者と担任教員により構成され、PTA 活動の基盤として積極的な話し合いにより、学級児童、学級会員の相互理解と親睦、および教育の促進をはかる。

細則 2 条

1 役員・委員等を選考するに当たっては、委員・サポート委員および各学級より1名(6年生を除く)の係、担当教員による役職選考委員をおく。

6 サポート委員は、各学級の係を兼務し、次年度の役員・委員の選出にあたってのみ拒否権を有する。